

（評価実施時期：平成22年8月）

担当部局名：国際平和協力本部事務局

政策名	国際平和協力業務等の推進 【実績評価方式】	根拠となる法令等（2つまで） 国際平和協力法											
政策概要	平成4年6月、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「国際平和協力法」という。）が制定され、国連平和維持活動への協力、人道的な国際救援活動への協力及び国際的な選挙監視活動への協力のほか、物資協力の制度が定められている。平成21年度においては、ゴラン高原、ネパール、スーダンとともに、新たにハイチ国際平和協力業務を実施した。またスリランカ被災民への物資協力業務を実施した。また、国際平和協力研究員による研究活動等を実施した。												
施策名	①国際平和協力業務等の推進												
評価結果	<p>【総合的評価】</p> <p>ゴラン高原、ネパール、スーダン国際平和協力業務とともに、平成21年度から実施したハイチ国際平和協力業務、スリランカ被災民に係る物資協力については、国連、現地政府等から高い評価を得ており、目標を達成することができた。</p> <p>また、国際平和協力研究員もそれぞれの研究活動等を通じて事務局の業務に貢献した。少人数ではあるものの、国際平和協力分野における人材育成に役立っていると考えられる。</p> <p>&lt;施策評価結果一覧&gt;</p> <table border="1" data-bbox="368 954 1348 1050"> <thead> <tr> <th>S</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>未集計等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>1 ①</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（必要性） 国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行う必要がある。</p> <p>（有効性） ゴラン高原国際平和協力業務において、UNDOFの活動は、両国の和平交渉を下支えするとともに、中東地域における和平の問題にとっても大きな役割を果たしている。 ネパール国際平和協力業務において、UNMINの活動は、ネパール国内の安定、中国とインドに挟まれた要衝にあるネパール地域全体の安定させるために、大変重要な任務を遂行している。 スーダン国際平和協力業務において、UNMISの活動は、アフリカ全体のみならず我が国を含め国際の平和と安定のために、大変重要な任務を遂行している。</p> <p>（効率性） 政策の性質上、数値化した定量的な分析はなじまないため記載不可。</p>			S	A	B	C	未集計等	0	1 ①	0	0	0
S	A	B	C	未集計等									
0	1 ①	0	0	0									
反映の方向性	<p>我が国の国際平和協力業務等は、国連、現地政府等から高い評価を得ている。その一方で、より積極的に要員の派遣を行うべきとの指摘もある。我が国としては、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与するため、現在、国際平和協力法に基づき可能な限り要員の派遣を行うとともに、新規の派遣の可能性についても検討を行っている。</p> <p>&lt;反映の方向性一覧&gt;</p> <table border="1" data-bbox="368 1962 1348 2049"> <thead> <tr> <th>引き続き推進</th> <th>拡充等</th> <th>改善・見直し</th> <th>抜本的見直し</th> <th>平成23年度に新設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			引き続き推進	拡充等	改善・見直し	抜本的見直し	平成23年度に新設	①				
引き続き推進	拡充等	改善・見直し	抜本的見直し	平成23年度に新設									
①													